

電気料金メニュー約款
(e-でんき for 日産部品・防火用)

2021年5月1日改定



伊藤忠エネクスグループ

株式会社エネクスライフサービス

目次

| | | |
|-----|-------------------|---|
| 第1条 | 適用 | 1 |
| 第2条 | 定義 | 1 |
| 第3条 | 料金メニュー約款の変更 | 1 |
| 第4条 | 契約種別 | 1 |
| 第5条 | 料金の支払い方法等 | 3 |
| 附 | 則 | 4 |
| 別紙1 | 負荷設備の入力換算容量 | 5 |

第1条 適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで関西電力送配電株式会社の供給エリアへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。

第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
2. その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

第3条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

第4条 契約種別

1. 防火用プラン
 - (1) 適用条件
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
 - (a) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
 - (b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。[ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。]
 - (c) 契約内容が関西電力株式会社の低圧電力防火用契約と同等の契約であること。
 - (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。
 - (3) 契約電力
 - (a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、料金メニュー約款別紙1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次のイ)の係数を乗じてえた値の合計にロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。こ

の場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、ロ)の係数を乗じないものといたします。]

イ) 契約負荷設備のうち

| | | |
|----------------|--------------|----------|
| 最大の入力 のものから | 最初の2台の入力につき | 100パーセント |
| | 次の2台の入力につき | 95パーセント |
| | 上記以外のもの入力につき | 90パーセント |

ロ) イ)によってえた値の合計のうち

| | |
|------------------|----------|
| 最初の6キロワットにつき | 100パーセント |
| 次の14キロワットにつき | 90パーセント |
| 次の30キロワットにつき | 80パーセント |
| 50キロワットをこえる部分につき | 70パーセント |

(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合
 $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1000$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
 $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000$

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき次のとおりといたします。

| | |
|---------------|---------|
| 契約電力1キロワットにつき | 512円05銭 |
|---------------|---------|

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第2条2.に記載の期間とする。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

| | | |
|--------|------------|--------|
| 夏季料金 | 1キロワット時につき | 14円43銭 |
| その他季料金 | 1キロワット時につき | 12円95銭 |

(c) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

この場合の力率は、85パーセントとみなします。

- (5) その他
- (a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
 - (b) お客さまが、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

第5条 料金の支払い方法等

1. 本約款第15条（請求方法、支払期日および料金の支払い方法）第3項の定めに拘わらず、電気料金その他お客さまにご請求する金額（以下「料金等」といいます。）については毎月、当社が指定する以下のいずれかの方法により支払っていただきます。
 - (1) 口座振替
 - (a) お客さまの指定する口座から当社の収納代行会社の指定する口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。
 - (b) お客さまの指定する口座から当社から料金等の債権の譲受会社（以下「譲受人」といいます。）の指定する口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法をいいます。
 - (2) クレジット引き落とし
 - (a) 当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。
2. 本約款第15条第4項の定めに拘わらず、お客さまが料金等を前項第(1)号または前項第(2)号により支払われる場合は、以下のときに当社に対する支払いがなされたものとします。
 - (1) 前項第(1)号により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - (2) 前項第(2)号により支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
3. 当社は、本条第1項(1)口座振替(b)による場合、需給契約期間中に発生したお客さまの料金等の債権を譲受人に対して包括的に譲渡するものとし、お客さまは当該料金等債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）の譲渡について、予め異議を留めず承諾するものとします。
4. 本約款第28条（契約の解除および期限の利益の喪失）第1項に次の各号を追加します。
 - (9) 譲渡対象債権が譲受人に譲渡された場合において、お客さまが譲受人に対して譲渡対象債権を譲受人が定める支払期日に支払わず、さらに20日間経過してなお支払わない場合
 - (10) 譲受人が当社に対して譲渡対象債権の譲受を拒んだ場合
 - (11) 当社が譲渡対象債権に関する譲受人が定める利用規約第6条に基づき譲受人から通知を受けた場合

附 則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2021年5月1日より実施します。

制定・改定履歴

2020年1月1日制定

2020年4月1日改定

2021年5月1日改定

別紙1 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

(1) けい光灯

| | 換 算 容 量 | |
|------|------------------------------|------------------------------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | 入力 (ワット) |
| 高力率型 | 管灯の定格消費電力 (ワット) ×150パーセント | 管灯の定格消費電力 (ワット) ×125パーセント |
| 低力率型 | 管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント | |

(2) ネオン管灯

| 2次電圧 (ボルト) | 換 算 容 量 | | |
|------------|--------------|------|----------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | | 入力 (ワット) |
| | 高力率型 | 低力率型 | |
| 3,000 | 30 | 80 | 30 |
| 6,000 | 60 | 150 | 60 |
| 9,000 | 100 | 220 | 100 |
| 12,000 | 140 | 300 | 140 |
| 15,000 | 180 | 350 | 180 |

(3) スリムラインランプ

| 管の長さ (ミリメートル) | 換 算 容 量 | |
|---------------|--------------|----------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | 入力 (ワット) |
| 999 以下 | 40 | 40 |
| 1,149 以下 | 60 | 60 |
| 1,556 以下 | 70 | 70 |
| 1,759 以下 | 80 | 80 |
| 2,368 以下 | 100 | 100 |

(4) 水 銀 灯

| 出力 (ワット) | 換 算 容 量 | | |
|----------|--------------|-------|----------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | | 入力 (ワット) |
| | 高力率型 | 低力率型 | |
| 40 以下 | 60 | 130 | 50 |
| 60 以下 | 80 | 170 | 70 |
| 80 以下 | 100 | 190 | 90 |
| 100 以下 | 150 | 200 | 130 |
| 125 以下 | 160 | 290 | 145 |
| 200 以下 | 250 | 400 | 230 |
| 250 以下 | 300 | 500 | 270 |
| 300 以下 | 350 | 550 | 325 |
| 400 以下 | 500 | 750 | 435 |
| 700 以下 | 800 | 1,200 | 735 |
| 1,000 以下 | 1,200 | 1,750 | 1,005 |

2.誘導電動機

(1)単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- b 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

| 出力 (ワット) | 換 算 容 量 | | |
|----------|--------------|-------|-------------------------|
| | 入力 (ボルトアンペア) | | 入力 (ワット) |
| | 高力率型 | 低力率型 | |
| 35 以下 | - | 160 | 出力 (ワット) ×133.0パーセント |
| 45 以下 | - | 180 | |
| 65 以下 | - | 230 | |
| 100 以下 | 250 | 350 | |
| 200 以下 | 400 | 550 | |
| 400 以下 | 600 | 850 | |
| 550 以下 | 900 | 1,200 | |
| 750 以下 | 1,000 | 1,400 | |

(2) 3相誘導電動機

| 換 算 容 量 (入力〔キロワット〕) | | |
|---------------------|---|------------|
| 出力 (馬力) | × | 93.3パーセント |
| 出力 (キロワット) | × | 125.0パーセント |

3.レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

| 装置種別（携帯型 および移動型を含 みます。） | 最高定格 管電圧 (キロボルトピーク) | 管電流 (短時間定格電流) (リアンペア) | 換算容量（入力） (キロボルトアンペア) |
|-------------------------------|--|-----------------------------|--------------------------------------|
| 治療用装置 | | | 定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。 |
| 診察用装置 | 95キロボルトピーク 以下 | 20リアンペア以下 | 1 |
| | | 20リアンペア超過 30リアンペア以下 | 1.5 |
| | | 30リアンペア超過 50リアンペア以下 | 2 |
| | | 50リアンペア超過 100リアンペア以下 | 3 |
| | | 100リアンペア超過 200リアンペア以下 | 4 |
| | | 200リアンペア超過 300リアンペア以下 | 5 |
| | | 300リアンペア超過 500リアンペア以下 | 7.5 |
| | | 500リアンペア超過 1,000リアンペア以下 | 10 |
| | 95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下 | 200リアンペア以下 | 5 |
| | | 200リアンペア超過 300リアンペア以下 | 6 |
| | | 300リアンペア超過 500リアンペア以下 | 8 |
| | | 500リアンペア超過 1,000リアンペア以下 | 13.5 |
| | 100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下 | 500リアンペア以下 | 9.5 |
| | | 500リアンペア超過 1,000リアンペア以下 | 16 |
| | 125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下 | 500リアンペア以下 | 11 |
| | | 500リアンペア超過 1,000リアンペア以下 | 19.5 |
| 蓄電器放電式診 察用装置 | コンデンサ容量 | 0.75マイクロファラッド以下 | 1 |
| | 0.75マイクロファラッド超過 | 1.5マイクロファラッド以下 | 2 |
| | 1.5マイクロファラッド超過 | 3マイクロファラッド以下 | 3 |

4.電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(1)日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

(2)(1)以外の場合

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）

×70パーセント

5.そ の 他

(1) 1.2.3. および4. によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量

（入力）とすることがあります。

(2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

(3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。